

次の枠内は、各段階における「学校の廊下の右側歩行」に関する児童・生徒の具体的な姿です。

第一段階 廊下を走ることの危険や右側歩行のきまり、児童会・生徒会の呼びかけ、罰則などを否定（無視）し、自分の都合と判断で廊下の右側を歩行しない児童・生徒

第二段階 廊下を走ることの危険も、右側歩行のきまりも、児童会・生徒会の呼びかけや罰則なども十分自覚しているが、何らかの理由及び事情で廊下の右側を歩行しない児童・生徒

第三段階 先生に叱られたり、校風委員に注意されたり、ペナルティを科せられたりしないように右側歩行する児童・生徒

第四段階 右側歩行することによって、遊び場所や用具の確保ができず、自分が損をする判断したときは、危険に注意して見咎められないように小走りするが、その行為によって、遊びが禁止になってしまう場合は自分の損になるので、右側歩行する児童・生徒

第五段階 右側歩行することによって、自分が評価され、「良い子」と褒められるので、廊下の右側を静かに歩く児童・生徒

第六段階 廊下歩行のきまりは、全校児

童・生徒が学校生活を安全に送るために定められていると考え、きまりを守り、右側を安全に歩行する児童・生徒

第七段階 廊下の右側歩行は、集団の秩序と安全性を高めるとともに、集団に貢献することは自分の成長につながるという自覚し、右側をきちんと歩行する児童・生徒

第八段階 罰則や叱責、注意、損得、評価などにとらわれず、ごく自然に右側歩行する児童・生徒

第六段階もしくは第七段階の道徳性と自己評価したいところですが、車の運転中、心のどこかで、何やら「罰金」や「減点」を気にしていることがあり、せいぜい第三段階レベルではないか、と自己評価せざるを得ない我が身を自戒しつつ、子どもたちには、ぜひとも、行動できない自分から、行動できる自分へ……。

そして、指示や叱責、罰則、評価などの他律的な判断基準で行動する自分から、自律的に行動する自分へ……。

すなわち、現在の段階を一段階ずつ高めていくために、常に努力し続ける自分であってほしいと念じております。

道徳の「教科化」が、小学校では来年度（平成30年度）から、中学校は再来年

度から実施されます。小・中学校とも週1時間の授業時数は現行通りですが、「特別の教科」として、道徳の検定教科書を使い、記述による評価が行われます。この改定の経緯を、次のように受け止めています。

平成19年、政府が「教科外活動」から「教科」への格上げを目指しましたが、道徳は教えられるのか、数値評価できるのか、という懸念の声があり、見送りがなっていました。しかし、この見送りが、平成23年に起こった滋賀県大津市立中学校2年男子生徒のいじめ事件を契機に、解除（？）されました。道徳の「教科化」によって、道徳教育を充実し、いじめを根絶しようと企図したのです。

そのため、某大手新聞社の調査によりまずと、約8割の人が道徳の「教科化」に賛成し、大きな期待を寄せています。しかし、（今も子どものいじめが頻発しており、このような期待を抱く気持ちにはよく分かりますが）次の三点については十分留意すべきかと存じます。

一点目は、「知行合一」という教えがあります。行為と知識は必ずしも一致しないという点です。以前、ある中学校教師から、「学年で、道徳性を診断する検査を実施したところ、教師の注意を聞かず、暴力やいじめ、金銭強要、器物

破損などを繰り返していた生徒の道徳性が最も高かった。そこで、その生徒に、「問題と言わざるを得ない行為を繰り返しているけど、君は、本当はそんなことをしたくないのだね？」と訊いた。すると、その生徒が、「全部、思っていることの逆にマルをした。」という事例を聴きました。極端な例かも知れませんが、このような、行為と知識が不一致のケースの評価について、先生方は非常に悩み、迷われることでしょうか。道徳的な行為と知識（徳目）、心情が自己一致しているか、という洞察及び判断は極めて難しいことであるからです。

二点目は、道徳的な判断力や道徳的な心情、道徳的な行為の方法などの道徳性は、本来、ほとんど教育的な意図のない日常生活体験を通して自然に育まれるものです。全教育活動における道徳教育の補充と深化、統合の場である週1時間の授業に、決して過度の期待をしてはならないという点です。

三点目は、大人が不誠実にして傲慢、体たらくであるのに、また、大人社会で、嘆かわしい犯罪や不正行為が相次いでいるのに、子どもに一方的に「道徳」を求め、学校教育に社会浄化の全責任を課すのは大人のエゴである、という点です。——学校は社会の縮図であり、子ども